登園の際には、下記の登園許可届の提出をお願い致します

★ 医師の診断・指導を受け、保護者記入の登園許可届が必要な感染症 (尚、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

登園許可届 (保護者記入)

害	長	船
一來	X	洪又

病 名「

一日快適に生活できることが大切です。

」と診断され、

月 日 医療機関名「

」において

)

病状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

年 月 日

保護者 (

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん子どもたちが

つきましては、保育園児がよくかかる下記の感染症について登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の判断・指導に従い登園許可届の提出をお願い致します。

子どもの回復状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

該当 疾患に 〇印	病	名	感染しやすい時期	登園のめやす
	溶連菌感染症		適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後48時間経過していること かつ、全身状態が良好であること
	マイコプラ	ラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病		手足や口腔内に水疱・潰瘍(かいよう)が 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 皮膚の状態が良好になってから 普段の食事がとれること
	伝染性 (りん	生紅斑 ご病)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
	/ ノロウ ロタウ		症状がある間と、症状が消失後 (量が減少していくが数週間ウイルス を排出しているので注意が必要)	おう吐・下痢などの症状が治まり、 普段の食事ができること
	ヘルパン	ノギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度 ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
	伝染性 (とて	膿痂疹 ゾひ)	浸出液・膿(うみ)の出ている間 (創がじくじくしている間)	創が乾燥した状態になっていること
	RSウイル	レス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと
	突発性	発しん		解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

^{※「}感染しやすい期間」や「登園のめやす」の日数を数えるに当たっては、解熱した当日や主な症状が消えた当日は含みません。 それぞれ、解熱した翌日や、主な症状が消えた翌日を1日目として数えます。